

○国立大学法人名古屋大学総長選考会議規程

(平成16年4月1日規程第39号)

改正 平成17年3月26日規程第392号 平成18年4月18日規程第4号
平成27年3月23日規程第98号

(設置)

第1条 国立大学法人名古屋大学(以下「本学」という。)に、国立大学法人法(平成15年法律第112号。以下「法」という。)第12条の規定に基づき、総長(法第10条第1項に規定する学長をいう。以下同じ。)を選考するため、総長選考会議を置く。

(任務)

第2条 総長選考会議は、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 法第12条第2項に規定する総長の選考
 - 二 法第17条第4項に規定する総長の解任の申出
- 2 総長選考会議は、別に定めるところにより、総長の間接評価及び再任に関する事項を、審議する。

(組織)

第3条 総長選考会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 経営協議会において学外委員のうちから選出された者 5名
 - 二 教育研究評議会において評議員のうちから選出された者(役員を除く。) 5名
- 2 前項に掲げる者のほか、総長又は理事を総長選考会議の委員に加えることができる。ただし、その数は、2名以内とする。
- 3 委員が総長候補者に推薦された場合は、委員としての身分を失うものとする。
- 4 委員が事故等により欠員となった場合(前項の規定により欠員となった場合を含む。)は、速やかに補充する。

(議長)

第4条 総長選考会議に、議長を置き、前条第1項に規定する委員のうちから互選する。

- 2 議長は、総長選考会議を主宰する。ただし、議長に事故がある場合は、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(定足数)

第5条 総長選考会議は、構成員(第3条第2項に規定する委員を除く。)の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する委員は、議決権を行使することができない。

(庶務)

第6条 総長選考会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、総長選考会議に関して必要な事項は、総長選考会議の議を経て、議長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月26日規程第392号)

この規程は、平成17年3月26日から施行する。

附 則(平成18年4月18日規程第4号)

この規程は、平成18年4月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成27年3月23日規程第98号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。